カルタヘナ議定書の実施に関する第 5 回国家報告書フォーマット

序論

概要

カルタヘナ議定書第 33 条は、締約国が議定書の実施に関する措置について、カルタヘナ議定書の締約国会議として機能する締約国会議が定める間隔で報告することを定めています。国家報告プロセスを円滑化するため、第 5 回国家報告書のフォーマットが作成されました。

報告様式には、カルタヘナ議定書の規定に関する質問が含まれています。さらに、この様式には、名古屋・クアラルンプール補足議定書（責任と救済に関する補足議定書）に関する一連の質問も含まれています。後者の質問は、補足議定書の締約国を対象としていますが、カルタヘナ議定書の締約国でありながら補足議定書の締約国でない締約国も、これらの質問に回答するよう求められています。

アスタリスク（*）でマークされたすべての質問は必須です。必須質問に対する追跡質問も、アスタリスクでマークされていなくても必須です。必須ではない質問も、議定書の実施状況に関する有用な情報を提供するため、締約国はこれらの質問に回答することを強く推奨されます。

相互参照を容易にするため、第 5 回国家報告書における質問と第 4 回国家報告書における質問の対応関係を示す参照表が作成されました。この表には、各質問がカルタヘナ議定書の実施計画におけるどの指標を測定する目的で設定されているかも明記されています。参照表は、以下の URL から入手可能です：

https://www.cbd.int/doc/c/40bc/6fcc/a770eb971f1e319426052127/cp-mop-10-inf-03-en.pdf

ほとんどの質問は、1 つ又は複数のチェックボックスを選択する形式の複数選択式です。締約国が各条項の実施に関する詳細を記載したい場合、テキストフィールドがオプションとして利用可能です。

国家報告書の作成を容易にするため、オンライン形式では、利用可能な場合、提出された第4回国家報告書に対応する質問の回答を表示するために「以前の回答を表示」をクリックすることで、回答を表示できます。

事務局長は、質問の適切性、質問の回答における課題及び報告形式の改善に関する追加の提案に関するコメントを歓迎します。報告形式の末尾に、このようなコメントを記載するためのスペースが用意されています。

締約国は、報告書の作成において関連する全ての利害関係者を参画させることで、参加型かつ透明性の高いアプローチを確保し、要求される情報の正確性を確保するよう推奨されます。国家報告書の作成、承認、提出に要する時間を考慮し、締約国は期限前に十分な余裕を持って報告書の作成を開始するよう奨励されます。

報告書の提出

オフライン形式は、バイオセーフティ・クリアリングハウス（BCH）への第 5 回国家報告書の提出に向けたデータ収集プロセスを円滑化するためのものです。

第5回国家報告書は、バイオセーフティ・クリアリングハウス（BCH）を通じてオンラインで提出され、国連の6つの公用語のいずれかで提出する必要があります。提出先は https://bch.cbd.int/en/register です。

報告書を公表するためには、各締約国はバイオセーフティ・クリアリングハウスにおける国家連絡窓口を指定する必要があります。締約国は、第5回国家報告書の作成機会を活用し、バイオセーフティ・クリアリングハウスにおける自国の記録が完全かつ最新であることを確認するよう奨励されます。

バイオセーフティ・クリアリングハウスへの国家報告書のアップロード時に技術的な困難が生じた場合、締約国は事務局に連絡し、解決策を模索するよう求められます。

バイオセーフティ・クリアリングハウスを通じて国家報告書を提出することが技術的に不可能な場合のみ、第5回国家報告書は、完成したオフライン形式を事務局（secretariat@cbd.int ）に送付することで提出可能です。報告書が完全とみなされるためには、すべての必須質問に回答し、バイオセーフティ・クリアリングハウスの国家連絡窓口の署名が入った最終ページのスキャンコピーを添付する必要があります。オフライン形式で提出された報告書は、議定書の下での一部のプロセス、特に議定書第35条に基づく評価及び審査プロセスにおいて、考慮されない場合があります。

第 5 回国家報告書の提出期限は、議定書の締約国会議として機能する締約国会議が提供する指針に従い、事務局長が発行する通知により発表されます。

カルタヘナ議定書の実施に関する第5回国家報告書の形式

報告書の作成と提出	
1. 国:*	**日本**
2. この報告書の作成に際して意見が聴取された又は参加した組織/利害関係者：*	**日本国政府関係７省**
3. 提出日:*	
4. 本報告書が対象とする期間:*	**2019年10月から2025年９月**
5. 貴国がカルタヘナ議定書の締約国でない場合、締約国となるための国内手続きは存在しますか？	☐ はい ☐ いいえ
6. 以下のスペースに詳細をご記入ください：	

第２条 - 一般規定 *第２条は、各締約国に対し、本議定書に基づく義務を履行するために必要な適切な法的、行政的その他の措置を講じることを求めています*	
7. 貴国は、本議定書の履行のために必要な国内措置を導入しましたか？*	☒ 国内措置は完全に実施されています ☐ 国内措置は一部実施されています ☐ 一時的な措置のみが導入されている ☐ 草案段階の措置のみが存在します

	☐ 措置は未だに講じられていません
8. 国家のバイオセーフティ対策の実施のために、どのような具体的な措置が講じられていますか（該当するものをすべて選択してください）*	☒ 1つ以上のバイオセーフティに関する国内法令 ☐ 1つ以上のバイオセーフティに関する国内規制 ☐ 1つ以上のバイオセーフティに関する国内指針 ☐ バイオセーフティに間接的に適用される他の法令、規制、又は指針 ☐ 措置は存在しません **[実施されている措置に関する詳細情報を提供してください]**
9. 貴国は、バイオセーフティを国家の部門別及び部門横断的な戦略、行動計画、プログラム、政策、又は立法に統合していますか？*	☒ はい ☐ はい、一部：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
10. 貴国は国家予算からバイオセーフティのための資金を配分していますか？*	☒ はい └ これらのリソースは十分ですか： ☒はい☐ いいえ ☐ いいえ
11. 貴国には、バイオセーフティに直接関与する機能を管理するための職員がいますか？*	☒ はい ☐ いいえ
12. 質問11に*「はい」*と回答した場合、バイオセーフティに直接関連する業務を担当する職員の人数は何名ですか？	☐ 1～4 ☐ 5～9 ☒ 10人以上 *この人数は適切ですか：*☒ *はい*☐ *いいえ*
13. 以下のスペースに、貴国における第2条の実施に関する詳細を記入してください： 関係７省において常勤のスタッフを配置し、予算を確保して、国内担保法を運用している。	

第５条 - 医薬品	
14. 貴国は、ヒト用の医薬品として使用される遺伝子組換え生物（LMOs）の越境移動	☒ はい

、取り扱い、又は使用を規制していますか？*	☐ はい、一部規制されています：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
15. 以下のスペースに、貴国における第5条の実施に関する詳細を記入してください： 国内担保法では、医薬品も対象としており、他のLMOと同様に、国内での使用について、申請者が作成した生物多様性影響評価書を踏まえて審査を行い、生物多様性への影響を生じるおそれがないと判断される場合に承認を行っている。ただし、輸出の通告及び輸出の際の表示の対象からは除外している。	

第 6 条 - 通過と拡散防止措置の下での利用	
16. 貴国はLMOsの通過を規制していますか？*	☐ はい ☐ はい、一部規制されています：［詳細を明記してください］ ☒ いいえ
17. 貴国はLMOsの拡散防止措置を規制していますか？*	☒ はい ☐ はい、一部：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
18. 貴国は、拡散防止措置を目的としたLMOsの輸入に関する決定を下しましたか？*	☒ はい ☐ いいえ
19. 以下のスペースに、貴国における第6条の実施に関する詳細を記入してください： **国内担保法に基づき、法で定める拡散防止措置の下での使用等については、主務省令により定められている拡散防止措置若しくは事前に主務大臣の確認を受けた拡散防止措置について、これを認めています。**	

第 7 条から第 10 条：事前情報に基づく合意（AIA）及び LMOs の環境への意図的な導入	
20. 貴国は、自国の管轄下にある輸出者が、AIA手続の対象となるLMOsの意図的な国境を越える移動を行う前に、輸入国の関係当局に書面により通告に関する法的要件を定めていますか？*	☒ はい ☐ はい、一部：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
21. 貴国は、自国の管轄下にある輸出者が提供する通告に記載する情報の正確性に関する法的要件を定めていますか？*	☒ はい ☐ はい、一部：［詳細を明記してください］

	☐ いいえ
22. 本報告期間中、貴国は、環境への意図的な導入を目的としたLMOsの意図的な越境移動に関する通告を受けましたか？*	☒ はい ☐ いいえ
23. 質問22で*「はい」*と回答した場合、通告には完全な情報（カルタヘナ議定書付属書Iに規定される最低限の情報を含む）が含まれていましたか？	☒ はい、常に ☐ 一部の場合のみ ☐ いいえ
24. 質問22に*「はい」*と回答した場合、貴国は通告の受領後90日以内に通告をした者に通告の受領を承認しましたか？	☒ はい、常に ☐ 一部のケースに限ります ☐ いいえ
25. 質問22で*「はい」*と回答した場合、貴国は次の者に対し、その決定を通知しましたか： a. 通告をした者？	☒ はい、常に ☐ 一部のケースに限る ☐ いいえ
b. バイオセーフティ・クリアリングハウス？	☒ はい、常に ☐ 一部のケースのみ ☐ いいえ
26. 本報告期間中、貴国は、環境への意図的な導入を目的としたLMOsの意図的な越境移動に関する通告に対して、対応措置を決定しましたか？*	☒ はい └ 具体的な数を明記してください：[2] ☐ いいえ
27. 質問26で*「はい」*と回答した場合、貴国の決定のうち、以下のカテゴリーに該当する割合はどれくらいですか？	[100%] 条件なしでのLMOの輸入/使用の承認 [%] 条件付きでLMOの輸入/使用を承認 └ 条件の理由が明示されましたか？ ☐はい、常に ☐一部のケースのみ ☐いいえ [%] LMOの輸入/使用の禁止 └ 禁止の理由が明示されていますか？

	☐はい ☐一部のケースに限る ☐いいえ [%] 追加の関連情報の請求 [%] 決定の通知期間が延長されたことを通告者に通知する
28. 質問26に*「はい」*と回答した場合、貴国が環境への意図的な導入を目的とした輸入を承認したLMOsの数は何件ですか？	☐ なし ☒ 1～4 ☐ 5～9 ☐ 10以上
29. 質問28で「承認された」と回答した場合、これらのLMOsは実際に貴国に輸入されましたか？	☒ はい、常に ☐ 一部のケースに限ります ☐ いいえ
30. 以下のスペースに、貴国における第7条から第10条の実施に関する詳細を記載してください。これには、意図的な環境への導入におけるLMOsの潜在的な有害影響に関する科学的確実性が欠如する場合の措置も含まれます： **[議定書及び国内担保法に基づき、報告期間中、２件の遺伝子組換え生物（栽培用ナタネ及びカラシナ）について審査を行い、既に同一の遺伝子組換え生物の国内での使用が承認されていたことから、無条件で承認しました。]**	

第 11 条 - 遺伝子組換え生物の手続 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする改変された生物（LMOs-FFP）	
31. 貴国は、国境を越えた移動の対象となる可能性のあるLMOs（食料若しくは飼料として直接使用し又は加工を目的とするもの）の国内使用（市場への流通を含む）に関する意思決定のための法律、規則、又は行政措置を有していますか？*	☒ はい ☐ はい、一部：[詳細を明記してください] ☐ いいえ
32. 貴国は、国境を越えて移動する可能性のある食料若しくは飼料として直接使用し又は加工を目的とするLMOsの国内使用（市場への流通を含む）に関する申請者が提供する情報の正確性に関する法的要件を定めていますか？*	☒ はい ☐ はい、一部：[詳細を明記してください] ☐ いいえ
33. 本報告期間中、貴国は、食料若しくは飼料として直接使用し又は加工を目的とする越境移動の対象となる可能性のある	☐ なし ☐ 1～4

LMOsの国内使用（市場への流通を含む）に関する決定を何件行いましたか？*	☐ 5～9 ☒ 10以上
34. 貴国は、食料若しくは飼料として直接使用し又は加工を目的とするLMOsの輸入に関する意思決定のための法律、規則、又は行政措置を有していますか？*	☒ はい ☐ はい、一部：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
35. 現在の報告期間中、貴国はLMOsの食料若しくは飼料として直接使用し又は加工をのための輸入に関する決定を何件行いましたか？*	☐ なし ☐ 1～4 ☐ 5～9 ☒ 10件以上
36. 以下のスペースに、貴国における第11条の実施に関する詳細を記入してください。これには、食料又は飼料としての直接使用又は加工を目的とした越境移動の対象となる可能性のあるLMOsの潜在的な有害影響に関する科学的確実性が欠如する場合の措置を含みます： **［国内担保法に基づき、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とするLMOsの国内での使用について、申請者が提出した生物多様性影響評価書を踏まえて審査を行い、生物多様性に影響を生じるおそれがないと判断される場合、承認を行っています。］**	

第 12 条 - 決定の再検討	
37. 貴国は、意図的なLMOsの越境移動に関する決定の見直し及び変更のための制度を確立していますか？*	☒ はい ☐ はい、一部：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
38. 本報告期間中、貴国は意図的なLMOsの越境移動に関する決定を審査し、又は変更しましたか？*	☐ はい ☒ いいえ
39. 質問38に*「はい」*と回答した場合、何件の決定が審査され/又は変更されましたか？	☐ 1から4 ☐ 5から9 ☐ 10件以上
40. 質問38に*「はい」*と回答した場合、その審査のきっかけは輸出国又は通告者からの要請によるものでしたか？	☐ はい ☐ いいえ
41. 質問40に*「はい」*と回答した場合、貴国は決定の理由を明記した回答を90日以内に提供しましたか？	☐ はい、常に ☐ 一部のケースのみ ☐ いいえ

42. 質問38に*「はい」*と回答した場合、貴国が輸入国として行った審査はありましたか？	☐ はい ☐ いいえ
43. 質問42に*「はい」*と回答した場合、貴国は30日以内に、決定の理由を明示し、以下の者に通知しましたか？	
a. 通報者？	☐ はい、常に ☐ 一部のケースのみ ☐ いいえ
b. BCHに通知しましたか？	☐ はい、常に ☐ 一部のケースのみ ☐ いいえ
44. 以下のスペースに、貴国における第12条の実施に関する詳細を記入してください: **[決定の再検討及び変更を行った事例はありません。]**	

第 13 条 - 簡易な手続	
45. 貴国は、意図的な越境移動に関する簡易な手続の適用に関する仕組みを確立していますか？*	☐ はい ☐ はい、一部：［詳細を明記してください］ ☒ いいえ
46. 本報告期間中に、貴国は簡易な手続を適用しましたか？*	☐ はい ☒ いいえ
47. 質問46に*「はい」*と回答した場合、貴国が簡易な手続を適用したLMOの数は何件ですか？	☐ 1から5 ☐ 5件以上
48. 質問46に*「はい」*と回答した場合、貴国はBCHを通じて、簡易な手続が適用された事例について締約国に通知しましたか？	☐ はい、常に ☐ 一部のケースに限ります ☐ いいえ
49. 以下のスペースに、貴国における第13条の実施に関する詳細を記入してください: **[簡易な手続は使用していません。]**	

第 14 条 - 二国間の、地域的な及び多国間の協定及び取決め	
50. 貴国は、他の締約国/非締約国と、バイオセーフティに関する二国間、地域的又は多国間の協定又は取決めを何件締結していますか？*	☒ なし ☐ 1～4 ☐ 5から9 ☐ 10以上
51. 質問50で*協定又は取決めが締結された*と回答した場合、その範囲と目的を簡潔に説明してください： [テキスト入力]	
52. 以下のスペースに、貴国における第14条の実施に関する詳細を記入してください: **[該当する協定又は取決めを締結していません。]**	

第 15 条及び第 16 条 - 危険性の評価と危険の管理	
53. 貴国の国内規制枠組みは、LMOsのリスク評価を実施することを要求していますか？*	☒ はい └ この要件はどのLMOsに適用されますか（該当するものをすべて選択してください）： ☒環境への意図的な導入を目的としたLMOsの輸入 ☒食料又は飼料としての直接使用、又は加工を目的としたLMOsの輸入 ☒国内での使用（市場への流通を含む）に関する決定において、食料又は飼料としての直接使用又は加工を目的とした越境移動の対象となる可能性があるLMOs ☒拡散防止措置の下での利用を目的としたLMOsの輸入 ☐その他：［詳細を記入してください］ ☐ いいえ
54. 貴国は、LMOsに関する決定を行う前にリスク評価を実施するための仕組みを確立していますか？*	☒ はい ☐ はい、一部実施されています：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ

リスク評価又はリスク管理の実施	
55. 本報告期間中、貴国はLMOsに関するリスク評価（拡散防止措置の下での利用、野外試験、商業目的、食料・飼料としての直接使用、又は加工目的を含む）を実施しましたか？*	☒ はい ☐ いいえ
56. 質問55に*「はい」*と回答した場合、実施されたリスク評価の件数は何件ですか？	☐ 1～9 ☐ 10～49 ☐ 50から99 ☒ 100回以上
57. 質問55に*「はい」*と回答した場合、リスク評価の範囲を指定してください（該当するものをすべて選択してください）：	☒ 拡散防止措置の下での利用のためのLMOs（第3条に従う） ☒ 環境への意図的な導入（実験的試験又はフィールド試験のため）におけるLMOs ☒ 商業目的で環境に意図的に導入される遺伝子組換え生物（LMOs） ☒ 食料として直接使用するためのLMOs ☒ 飼料としての直接使用を目的としたLMOs ☒ 加工用LMOs ☐ その他：［詳細を明記してください］
58. 質問55に*「はい」*と回答した場合、環境への意図的な導入又は国境を越える移動の対象となる可能性のあるLMOsの国内使用（食料又は飼料としての直接使用又は加工用）に関するすべての決定について、リスク評価が実施されましたか？	☒ はい、常に ☐ 一部の場合のみ［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
59. 質問55に*「はい」*と回答した場合、以下の点を検討しましたか？*	
a. 議定書第15条で言及される他の利用可能な科学的証拠？	☒ はい、すべてのケースにおいて ☐ 一部のケース ☐ いいえ
b. 先住民族及び地域コミュニティの関連する伝統的知識？	☐ はい、すべてのケースにおいて ☐ 一部のケースでは ☒ いいえ

60. 質問59(b)で*「はい」*又は*「一部の場合」*と回答した場合、この情報は科学的根拠に基づいた方法で考慮されましたか？	☐ はい ☐ いいえ
61. 貴国は、LMOsのリスク評価で特定されたリスクを規制し管理するための適切な制度、措置、及び戦略を確立していますか？*	☒ はい ☐ はい、一部において ☐ いいえ
62. 貴国は、LMOsの意図しない越境移動を防止するための適切な措置を講じていますか？これには、LMOsの最初の放出前にリスク評価を実施することを求める措置が含まれます。[1]	☒ はい ☐ はい、一部では ☐ いいえ
63. 貴国は、輸入されたものか国内で開発されたものかを問わず、LMOsが意図された用途に供される前に、その生活環又は世代時間に見合った適切な観察期間を経るよう措置を講じていますか？*	☒ はい ☐ はい、一部：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
64. 貴国は、環境中に放出されたLMOsの潜在的な影響を監視するための制度を確立していますか？*	☒ はい ☐ はい、ある程度は：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
65. 貴国では、生物多様性の保全と持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある遺伝子組換え生物（LMOs）又は具体的な特性（遺伝子組換え特性）を特定するための措置はありますか？*	☒ はい ☐ いいえ
66. 貴国は、リスク評価又はリスク管理を実施するため、又は通告者から提出されたリスク評価報告書を評価するために、ガイドライン文書を含むリソース資料にアクセスしたり、利用したりしたことがありますか？*	
a. リスク評価：	☒ はい ☐ いいえ
b. リスク管理：	☒ はい ☐ いいえ
67. 質問66(a)又は(b)に*「はい」*と回答した場合、貴国は「遺伝子組換え生物（GMO）のリスク評価に関するガイドライン」（	☐ はい ☒ いいえ

[1]脚注 5 を参照してください。『意図しない越境移動』の運用上の定義については、脚注 5 を参照してください。

オンラインフォーラムとリスク評価・リスク管理に関するAHTEGが策定）[2] を、リスク評価又はリスク管理の実施、又は通告者から提出されたリスク評価報告書の評価に利用していますか？	
68. 貴国は、LMOsのリスク評価に関する特定のテーマについて、追加の指針が必要な分野がありますか？*	☐ はい：［詳細を明記してください］ ☒ いいえ
リスク評価又はリスク管理に関する能力構築	
69. 貴国は、生物多様性の保全と持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるLMOs又は具体的な特性に関するリスクを検出、識別、評価し、又は監視する能力を有していますか？*	
a. 検出：	☒ はい ☐ いいえ
b. 識別：	☒ はい ☐ いいえ
c. リスクの評価:	☒ はい ☐ いいえ
d. 監視:	☒ はい ☐ いいえ
70. 本報告期間中、貴国において遺伝子組換え生物（GMO）のリスク評価、リスク管理、及びモニタリングに関する訓練を受けた人は何人いますか？*	
a. リスク評価:	☐ なし ☐ 1～9 ☐ 10～49 ☐ 50～99 ☒ 100以上 *この数値は適切ですか：*☒ *はい*☐ *いいえ*
b. リスク管理:	☐ なし ☐ 1から9 ☐ 10から49 ☐ 50から99

[2]文書 UNEP/CBD/COP-MOP/8/8/Add.1.

	☒ 100以上 *この数値は適切ですか：*☒ *はい*☐ *いいえ*
c. モニタリング:	☐ なし ☐ 1から9 ☐ 10から49 ☐ 50から99 ☒ 100以上 *この数は適切ですか：*☒ *はい*☐ *いいえ*
71. 貴国は、LMOsのリスク評価及びリスク管理に関する訓練のために、訓練資料及び/又は技術的指針を使用していますか？*	☒ はい └ 使用されている資料/指針はどれですか： ☐CBD事務局が作成したLMOsのリスク評価に関するマニュアル[3] ☐オンラインフォーラムとリスク評価・リスク管理に関するAHTEGが作成したLMOsのリスク評価に関するガイドライン[4] ☒その他の資料/指針：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
72. 以下のスペースに、貴国における第15条及び第16条の実施に関する詳細を記入してください: **［国内担保法に基づき、新規の遺伝子組換え生物を環境中で使用しようとする者（開発者、輸入者等）は、生物多様性影響評価実施要領に基づいて事前に生物多様性への影響を評価することとされています。主務大臣は、その評価結果について専門の学識経験者の意見を聴き、生物多様性に影響を生じるおそれがないと判断される場合に使用を承認しています。また、LMOsを日本へ輸出して、日本国内の環境中で使用させようとする者は、日本国内に住所を有する国内管理人を定めた上で、同様に使用の承認を受けることができます。］**	

第 17 条 - 意図的でない国境を越える移動[5] 及び緊急措置	
73. 貴国は、管轄下での放出が意図しない越境移動を引き起こすか、又は引き起こす可能性がある場合、影響を受ける又は影	☒ はい

[3]文書 UNEP/CBD/BS/COP-MOP/7/INF/6。

[4]文書 UNEP/CBD/COP-MOP/8/8/Add.1。

[5]決定CP-VIII/16で採択された運用上の定義に従い、「意図的でない国境を越える移動」とは、生物の改変体（LMO）が、そのLMOが放出された締約国の国境を意図せず越えた越境移動をいい、当該LMOが生物多様性の保全及び持続可能な利用に重大な悪影響を及ぼすおそれがあり、かつ、影響を受ける又は影響を受けるおそれのある国における人間健康へのリスクも考慮した場合に限り、議定書第17条の規定が適用される越境移動をいう。」

響を受ける可能性がある国、バイオセーフティ・クリアリングハウス、及び適切な国際機関に通知するための措置を確立していますか？*	☐ はい、一部実施されています：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
74. 本報告期間中、貴国管轄下で発生したLMOsの放出のうち、意図しない越境移動を引き起こした、又は引き起こす可能性があるものは何件ありましたか？*	☒ なし ☐ 1～4 ☐ 5～9 ☐ 10件以上
75. *質問74で放出が発生*したと回答した場合、貴国は影響を受けた又は影響を受ける可能性のある国、バイオセーフティ・クリアリングハウス（BCH）、及び適切な国際機関に通知しましたか？	☐ はい、常に ☐ 一部のケースのみ ☐ いいえ
76. 本報告期間中、貴国が自国領土への意図しない越境移動を認識した回数は何回ですか？*	☒ なし ☐ 1から4 ☐ 5から9 ☐ 10以上
77. 貴国は、意図しない国境を越える移動に対して適切な措置を講じる能力を有していますか？*	☒ はい ☐ いいえ
78. 以下のスペースに、貴国における第17条の実施に関する詳細を記入してください： **［該当するような事態は生じていません。］**	

第 18 条 - 取扱い、輸送、包装及び表示	
79. 貴国は、国境を越える移動の対象となる遺伝子組換え生物（LMOs）が、関連する国際的な規則及び基準を考慮し、安全な条件下で取り扱い、包装され、輸送されるよう措置を講じていますか？*	☒ はい ☐ はい、一部実施されています：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
80. 貴国は、LMOs-FFPに付随する文書において、*LMOsの同一性が不明な場合、それらにLMOsが含まれる可能性があり*、環境への意図的な導入を目的としていないことを明確に表示し、さらに詳細な情報に関する連絡先を記載することを義務付ける措置を講じていますか？*	☒ はい ☐ はい、一部実施されています：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ

81. 貴国は、LMOs-FFPに付随する文書において、*LMOsの同一性が判明している場合*、当該文書が*LMOsを含むこと*を明示し、意図的な環境への導入を目的としていないことを明記し、さらに詳細な情報に関する連絡先を記載することを義務付ける措置を講じていますか？*	☒ はい ☐ はい、一部：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
82. 質問79、80、及び/又は81に「*はい*」又は「*一部はい*」と回答した場合、貴国がLMOsに添付する文書にはどのような種類がありますか？	☒ LMOsに特化した文書 ☐ 他の書類の一部として（LMOsに特有ではない） ☐ その他：［詳細を明記してください］
83. 貴国は、*拡散防止措置の下での利用を目的としたLMOsに添付される書類が、それらをLMOsとして*明確に識別し、安全な取り扱い、保管、輸送、使用に関する要件、及び追加情報の問い合わせ先（LMOsの受取人となる個人及び機関の氏名と住所を含む）を明記することを義務付ける措置を講じていますか？*	☒ はい ☐ はい、一部実施されています：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
84. 質問83に対して「*はい*」又は「*ある程度はい*」と回答した場合、貴国では、拡散防止措置の下での利用を目的とするLMOsの識別のためにどのような種類の文書を要求していますか？	☒ LMOsに特化した文書 ☐ 他の文書の一部として（LMOsに特化したものでない） ☐ その他：［詳細を明記してください］
85. 貴国は、*輸入国の環境への意図的な導入を目的とするLMOs*に付随する*文書が*、それらを*遺伝子組換え生物*として明確に識別するように求める措置を講じていますか？その同一性及び関連する特性又は特徴、安全な取り扱い、保管、輸送、使用に関する要件、追加情報の問い合わせ先、及び適切な場合、輸入者及び輸出者の氏名及び住所を明記し、輸出者がカルタヘナ議定書の適用を受ける輸出者としての要件に準拠していることを宣言する内容を含んでいますか？*	☒ はい ☐ はい、一部：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
86. 質問85に「*はい*」又は「*はい、一部*」と回答した場合、貴国が環境への意図的な導入を目的とするLMOsの識別のために求める文書の種類は何か？*	☒ LMOsに特化した書類 ☐ 他の文書の一部として（LMOsに特化したものではありません） ☐ その他：［詳細を明記してください］

87. 貴国は、LMOsの識別及び文書化に関する要件を執行する能力を有していますか？*	☒ はい ☐ はい、一部可能です：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
88. 本報告期間中、貴国でLMOの識別に関する訓練を受けた税関職員の人数は何人ですか？*	☐ なし ☐ 1～9 ☐ 10～49 ☐ 50から99 ☒ 100人以上 *この数値は適切ですか：*☒ *はい*☐ *いいえ*
89. 貴国はLMOsのサンプリングと検出のための手順を確立していますか？*	☒ はい ☐ はい、一部実施されています：［詳細を記入してください］ ☐ いいえ

90. 貴国は、LMOsの検出と識別のための資料や検出方法にアクセスし、利用していますか？*		
	a. 遺伝子組換え生物（LMOs）の検出と識別のための資料や検出方法へのアクセス*権限がありますか*?	☒ はい ☐ いいえ
	b. 遺伝子組換え生物（LMOs）の検出及び同定のために、リソース資料及び検出方法を使用すること？	☒ はい ☐ いいえ
91. 貴国は、LMOsを検出及び同定するためのツールにアクセスし、使用していますか？*		
	a. *ツールへのアクセスはありますか*？	☐ はい ☒ いいえ
	b. ツールの利用状況は？	☐ はい ☒ いいえ
92. 貴国は、LMOsを検出及び同定するために必要な認証済み基準物質にアクセスし、使用していますか？*		
	a. 認証済み基準物質*へのアクセスはありますか*?	☒ はい ☐ いいえ
	b. 認証済み基準物質の使用？	☒ はい

	☐ いいえ
93. 貴国において、LMOsの検出に関する訓練を受けた研究施設職員の人数は何名ですか？*	☐ なし ☐ 1～9 ☐ 10～49 ☐ 50～99 ☒ 100人以上 *この数は適切ですか：*☒ *はい*☐ *いいえ*
94. 貴国は、LMOsの検出と識別を行うための技術的インフラ（例：実験室）に信頼できるアクセスがありますか？*	
a. LMOsの*検出*のための技術的インフラストラクチャはありますか？	☒ はい ☐ いいえ
b. LMOの*同定*のための技術的インフラストラクチャはありますか？	☒ はい ☐ いいえ
95. 貴国でLMOの検出に認定されている研究所はいくつありますか？*	☐ なし ☐ 1～4 ☒ 5～9 ☐ 10から49 ☐ 50以上
96. 質問95で、*貴国に認定された検査機関が存在する*と回答した場合、そのうち現在、LMOsの検出分野で活動しているものは何件ですか？	☐ なし ☐ 1～4 ☒ 5から9 ☐ 10から49 ☐ 50以上
97. 以下のスペースに、貴国における第18条の実施に関する詳細を記入してください: **[国内担保法に基づき、LMOを輸出する際には、包装、容器、送り状等に必要事項を表示しなければならないとされています。具体的な様式は施行規則で定められており、議定書の規定に基づき、輸入国において拡散防止措置を執って使用されるLMO、食用、飼料用又は加工用に供されるLMO及びその他のLMOsに区分して、表示内容が定められています。また、LMOsを検出及び同定するために必要な認証済み基準物質へのアクセスは、販売されているものについては、一部アクセスし、使用しているが、常時ではない。]**	

第 19 条 - 国内の権限を有する当局及び中央連絡先	
98. 貴国が複数の権限を有する国内当局を指定している場合、当該当局の行動を決定する前に、その調整のための仕組みを確立していますか？*	☒ はい ☐ いいえ ☐ 該当しない、管轄権を有する国家当局は指定されていない ☐ 該当しない、1つの権限を有する国内当局のみが指定されています
99. 貴国は、カルタヘナ議定書で定められた行政機能を履行するために、管轄権を有する国内当局が適切な機関的能力を有するようにするための措置を講じていますか？*	☒ はい ☐ はい、一部：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
100. 貴国は、バイオセーフティに関する事項において、国家連絡窓口、適切な国家当局、その他の機関間の協力を強化するための取り組みを実施しましたか？*	☒ はい：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
101. 以下のスペースに、貴国における第19条の実施に関する詳細を記入してください： **［該当する情報については、BCHに提供しています。］**	

第 20 条 - 情報の共有とバイオセーフティに関する情報交換センター（BCH）	
102. 貴国がBCHに提供している義務付けられた情報の状況について、情報カテゴリーごとに、[6] で利用可能かどうか、及びBCHに提出されたかどうかを明記の上、概要を記載してください:	
a. 議定書の実施に関する既存の法律、規則、ガイドライン、及び当事国が事前情報提供手続（第20条第3項(a)）のために求める情報*	☒ BCHに利用可能かつ提出済み ☐ BCHに利用可能だが、一部のみ利用可能な情報 ☐ 利用可能であるがBCHにない情報 ☐ 利用可能でない情報
b. 遺伝子組換え生物（LMOs）の輸入に関する法律、規則、ガイドライン（食料又は飼料としての直接使用又は加工を目的とする場合）（第11条第5項）*	☒ 情報あり（BCHに掲載） ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには一部のみ記載されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには含まれていません ☐ 情報なし

[6] *情報が入手できない場合は*、例えば自国で情報が存在しない場合などに、該当するオプションを選択してください。

c. 二国間、多国間及び地域的な協定及び取決め（第14条第2項及び第20条第3項(b)）*	☐ 情報が入手可能であり、BCHに含まれている ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには一部のみ記載されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには含まれていません ☒ 情報が入手できません
d. 権限を有する国内当局の連絡先（第19条第2項及び第3項）、 国内連絡窓口（第19条第1項及び第3項）、及び緊急連絡先（第17条第3項(e)）*	☒ 情報は利用可能であり、BCH に掲載されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには一部のみが収録されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには含まれていません ☐ 情報が入手できません
e. LMOsの通過に関する決定（第6条第1項）*	☐ 情報あり（BCHにも収録） ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには一部のみが収録されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには含まれていません ☒ 情報なし
f. 拡散防止措置に相当するLMOsの輸入に関する決定（第6条第2項）*	☒ 情報あり（BCHに掲載） ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには一部のみ記載されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには含まれていません ☐ 情報が入手できません
g. 貴国管轄下での放出に関する通知（生物多様性に重大な悪影響を及ぼすおそれのあるLMOの意図しない越境移動を引き起こす、又は引き起こすおそれのあるもの）（第17条第1項）*	☐ 情報が入手可能であり、BCHに収録されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには一部のみが収録されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには含まれていません ☒ 情報が入手できません

h. LMOsの違法な越境移動に関する情報（第25条第3項）*	☒ 情報あり（BCHにも収録） ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには一部のみが収録されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには含まれていません ☐ 情報なし
i. 環境への意図的な導入を目的としたLMOsの輸入に関する決定（第10条第3項）*	☐ 情報あり（BCHに掲載） ☒ 情報は利用可能ですが、BCHには一部のみが収録されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには含まれていません ☐ 情報が入手できません
j. 国内規制の特定輸入への適用に関する情報（第14条第4項）*	☐ 情報あり（BCHに掲載） ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには一部のみ記載されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには含まれていません ☒ 情報が入手できません
k. LMOsの国内使用に関する決定（食料又は飼料としての直接使用又は加工を目的とした国境を越える移動の対象となる可能性があるもの）（第11条第1項）*	☐ 情報が入手可能であり、BCHに掲載されています ☒ 情報は利用可能ですが、BCHには一部のみ記載されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには含まれていません ☐ 情報は利用できません
l. 国内の規制枠組み（第11条第4項）に基づき、又は議定書付属書III（第11条第6項）に従って、食料又は飼料としての直接使用又は加工を目的としたLMOsの輸入に関する決定	☐ 情報は利用可能であり、BCHに収録されています ☒ 情報は利用可能ですが、BCHには一部のみ記載されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには含まれていません ☐ 情報が入手できません

m. 食料又は飼料として直接使用されるか、又は加工されるためのLMOsに関する枠組みに関する宣言（第11条第6項）＊	☐ 情報あり（BCHに掲載） ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには一部のみ記載されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには含まれていません ☒ 情報が入手できません
n. LMOsの意図的な越境移動に関する決定の見直し及び変更（第12条第1項）＊	☐ 情報が入手可能であり、BCHに掲載されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには一部のみが掲載されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには含まれていません ☒ 情報が入手できません
o. 意図的な越境移動が、当該移動が貴国に通知されるのと同時に発生する可能性がある場合（第13条第1項(a)）＊	☐ 情報あり（BCHに収録） ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには一部のみ記載されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには含まれていません ☒ 情報が入手できません
p. 事前通知手続が免除される遺伝子組換え生物（LMOs）（第13条第1項(b)）＊	☐ 情報が入手可能であり、BCH に含まれている ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには一部のみが収録されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには含まれていません ☒ 情報が入手できません
q. 規制手続により作成されたLMOsのリスク評価又は環境審査の要約及び当該製品に関する関連情報（第20条第3項(c)）＊	☐ 情報が入手可能であり、BCHに含まれている ☒ 情報は利用可能ですが、BCHには一部のみが収録されています ☐ 情報は利用可能ですが、BCHには含まれていません ☐ 情報が入手できません

103. 質問102の項目について、情報が利用可能*であるがBCHにない*、又は*BCHに部分的にしか含まれていない*と回答した場合、簡潔な説明を記入してください： **[該当するものはありません。]**	
104. 貴国は、BCHの国家連絡窓口、カルタヘナ議定書の国家連絡窓口、及びBCHへの情報提供を担当する権限を有する国家機関との調整のためのメカニズムを確立していますか？*	☒ はい ☐ はい、一部：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
105. 本報告期間中、貴国はLMOsに関する意思決定プロセスにおいてBCHに収録されている情報を活用しましたか？*	☐ はい、常に ☒ はい、一部のケースにおいて ☐ いいえ ☐ 該当なし（決定は行われていない）
106. 本報告期間中、貴国はBCHへのアクセス又は利用において困難を経験しましたか？*	☐ はい：［詳細を明記してください］ ☒ いいえ
107. 貴国には国家バイオセーフティ・クリアリングハウスがありますか？*	☒ はい：［https://www.biodic.go.jp/bch/］ ☐ いいえ
108. 以下のスペースに、貴国における第20条の実施に関する詳細を記入してください： **[議定書に基づき、BCHに情報提供を行う際には、BCHのマネージメント・センターを通じて関連情報を直接入力しています。BCHに対応する国内ホームページとして日本版バイオセーフティクリアリングハウスJ-BCHを運用しており、議定書や国内法に関する情報、国内で使用が承認されたLMOのデータベース等を提供しています。このうち、国内法制度や承認されたLMOに関する情報（国内で承認されている使用の内容やリスク評価の概要）については、英文でも掲載しています。]**	

第 21 条 - 機密の情報	
109. 貴国は、議定書に基づき受け取った機密情報を保護するための手続を確立していますか？*	☒ はい ☐ はい、一部実施されています：［詳細を記入してください］ ☐ いいえ
110. 貴国は、通告者が機密として扱われるべき情報を特定することを認めていますか？*	☒ はい、常に ☐ 一部のケースに限る ☐ いいえ
111. 以下のスペースに、貴国における第21条の実施に関する詳細を記入してください：	

［国内担保法に基づき、LMOの国内での使用について、申請者が作成した生物多様性影響評価書を踏まえて審査を行うにあたり、申請者が特定する秘密のものとして取扱われるべき情報については公開しないこと、関係者はこれを漏らさないこととしています。］

第 22 条 - 能力の開発	
112. 貴国は、議定書の効果的な実施のための能力構築のニーズに対し、予測可能で信頼できる資金調達を確保していますか？	☒ はい ☐ はい、一部：［詳細を記入してください］ ☐ いいえ
113. 貴国は、バイオセーフティに関する人的資源及び機関の能力の強化のための外部支援を受けていますか？*	☐ はい ☐ はい、一部：［詳細を記入してください］ ☒ いいえ
114. 質問113で「*はい*」又は「*はい、一部*」と回答した場合、この支援はどのように提供されましたか？	☐ 二国間チャンネル ☐ 地域チャンネル ☐ 多国間チャンネル
115. 貴国は、バイオセーフティに関する人的資源及び機関能力の強化・開発において、他の締約国に対し支援を提供しましたか？*	☒ はい：[GEF信託基金、GBF基金、日本生物多様性基金（JBF）への拠出] ☐ いいえ
116. 質問115に「*はい*」と回答した場合、この支援はどのように提供されましたか？	☐ 二国間チャンネル ☐ 地域的チャンネル ☒ 多国間チャンネル
117. 本報告期間中、貴国はGEF STAR配分を生態系安全保障活動に活用しましたか？*	☐ はい：［詳細を明記してください］ ☒ いいえ ☐ 該当なし
118. 本報告期間中、貴国はバイオセーフティに関する人的資源及び機関能力の強化・開発のための活動を実施しましたか？*	☒ はい ☐ はい、一部実施しています：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
119. 質問118で「*はい*」又は「*はい、一部実施しました*」と回答した場合、これらの活動は次のどの分野で実施されましたか？（該当するすべてを選択してください）*	☐ 機関能力と人的資源 ☐ バイオセーフティ性の統合（バイオセーフティ性の主流化）を、部門横断的及び部門別の立法、政策、機関に組み込む

	☒ リスク評価その他の科学的・技術的専門知識 ☒ リスク管理 ☒ バイオセーフティに関する一般市民の意識向上、参加、教育 ☒ 情報交換とデータ管理（バイオセーフティ・クリアリングハウスへの参加を含む） ☐ サブ地域、地域、国際レベルでの科学的、技術的、機関間の協力 ☐ 技術移転 ☒ LMOsの識別（検出を含む） ☐ 社会経済的考慮 ☒ 議定書第18条第2項に基づく文書化要件の実施 ☐ 機密情報の取り扱い ☒ LMOsの意図しない及び/又は違法な越境移動に対処するための措置 ☒ LMOsに関連する科学的バイオセーフティ研究 ☐ 人体への健康リスクの考慮 ☐ 責任と救済 ☐ その他：［詳細を明記してください］
120. 質問118に*「はい」*又は*「ある程度はい」*と回答した場合、貴国は能力構築の目的で、オンラインリソースを含む能力構築資料を活用しましたか？*	☐ はい ☒ いいえ
121. 本報告期間中に、貴国は能力構築のニーズ評価を実施しましたか？*	☐ はい ☒ いいえ
122. 貴国は現在も能力構築の必要性がありますか？*	☐ はい ☒ いいえ
123. 質問122で*「はい」*と回答した場合、以下のどの分野に能力構築が必要ですか？（該当するものをすべて選択してください）	☐ 機関の能力と人的資源 ☐ バイオセーフティ性の多部門間及び部門別立法、政策、機関への統合（バイオセーフティ性の主流化） ☐ リスク評価を含む科学的・技術的専門知識 ☐ リスク管理 ☐ バイオセーフティに関する一般市民の意識向上、参加、教育

	☐ 情報交換とデータ管理（バイオセーフティ・クリアリングハウスへの参加を含む） ☐ サブ地域、地域、国際レベルでの科学的、技術的、機関間の協力 ☐ 技術移転 ☐ LMOsの採様、検出及び同定 ☐ 社会経済的考慮 ☐ 取り扱い、輸送、包装、及び識別に関する文書化要件の実施 ☐ 機密情報の取り扱い ☐ LMOsの意図しない及び/又は違法な国境を越えた移動に対処するための措置 ☐ LMOsに関連する科学的バイオセーフティ研究 ☐ 人体への健康リスクの考慮 ☐ 責任と救済 ☐ その他：［詳細を明記してください］
124. 質問122に*「はい」*と回答した場合、貴国は能力構築の必要性を優先していますか？*	☐ はい ☐ いいえ
125. 貴国は、バイオセーフティの能力構築の取り組みを調整するための機能的な国家制度を整備していますか？	☐ はい ☒ いいえ
126. 以下のスペースに、貴国における第22条の実施状況に関する詳細情報を記入してください。これには、GEF資金へのアクセスに関する経験の詳細も含まれます： **［日本は地球環境ファシリティー（GEF）へのトップドナーの一つであり、そのほかにもGBF基金やJBFへの拠出を通じ、途上国のプロジェクト実施に貢献しています。また、カルタヘナ議定書及びCBD事務局に対して拠出し、能力開発に関するプロジェクトの実施を支援していました。］**	

第 23 条 - 公共の啓発及び参加	
127. 貴国において、バイオセーフティに関する一般市民の意識向上、教育、及び/又は参加は、法律や政策において規定されていますか？*	☒ はい ☐ はい、一部で：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
128. 貴国は、遺伝子組換え生物（LMO）に関する情報への公衆のアクセスを確保するための仕組みを確立していますか？*	☒ はい：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ

129. 貴国は、LMOに関する意思決定プロセスにおける公衆の参加（相談を含む）を促進し支援するための仕組みを確立していますか？*	☒ はい ☐ はい、一部：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
130. 貴国は、LMOsに関する意思決定プロセスにおける公衆の参加に関する既存の方法を公衆に通知していますか？*	☒ はい ☐ はい、一部：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
131. 本報告期間中、貴国はLMOに関する意思決定プロセスにおいて、一般市民と何回協議しましたか？*	☐ なし（協議なしに決定された） ☐ 1回から4回 ☒ 5回以上 ☐ 該当なし（決定が行われていない）
132. 現在の報告期間中、貴国はLMOに関する決定の結果を一般に公開しましたか？*	☒ はい ☐ いいえ
133. 貴国は、バイオセーフティ・クリアリングハウスシステム（Biosafety Clearing-House）へのアクセス方法について一般に通知しましたか？*	☒ はい ☐ いいえ
134. 貴国では、教育・訓練プログラムにおいてバイオセーフティが取り上げられたり、組み込まれていたりしますか？*	☒ はい ☐ いいえ
135. 貴国にはバイオセーフティに関する国家コミュニケーション戦略が策定されていますか？*	☒ はい：［生物多様性国家戦略2023-2030］ ☐ いいえ
136. 貴国にはバイオセーフティに関する啓発・普及プログラムはありますか？*	☒ はい：［生物多様性国家戦略2023-2030］ ☐ いいえ
137. 貴国には現在、国家レベルのバイオセーフティウェブサイトがありますか？*	☒ はい：［https://www.biodic.go.jp/bch/］ ☐ いいえ
138. 本報告期間中、貴国はバイオセーフティに関する公衆の認識向上、教育、及び参加を促進するためのリソース資料にアクセスしましたか？*	☐ はい ☒ いいえ

139. 以下のスペースに、貴国における第23条の実施に関する詳細を記入してください：

[J-BCHをはじめ、関係する各省のHPにおいて、LMOの開発状況やわが国における使用の状況等、LMOに関する情報を提供しています。また、BCHにもリンクして、BCHに掲載されている情報にもアクセスできるようにしています。新規のLMOの環境中での使用を承認する際には、当該LMOの生物多様性影響評価書の概要及び当該申請に対する学識経験者の意見を公表し、パブリックコメントを行っています。その結果についてもJ-BCH等において公表しています。]

第 24 条 - 非締約国	
140. 貴国は、非締約国との間で、遺伝子組換え生物（LMO）の越境移動に関する二国間、地域的、又は多国間の協定を締結していますか？*	☐ はい ☒ いいえ
141. 本報告期間中、貴国は非締約国からLMOsを輸入しましたか？*	☒ はい ☐ いいえ
142. 本報告期間中、貴国は非締約国にLMOsを輸出しましたか？*	☐ はい ☒ いいえ
143. 質問141及び/又は142に*「はい」*と回答した場合、LMOsの越境移動はカルタヘナ議定書の目的と一致していましたか？	☒ はい、常に ☐ 一部の場合のみ ☐ いいえ

144. 以下のスペースに、貴国における第24条の実施に関する詳細を記入してください：

[日本では、非締約国からの主に食用若しくは飼料用として直接利用し又は加工することを目的とする遺伝子組換え生物及び拡散防止措置の下での利用を目的とした遺伝子組換え生物の輸入を行っています。日本国内でLMOを環境中で使用する際（食用、飼料用として生きている種子を流通させる場合等を含みます）には、国内担保法に基づく承認が必要です。このため、非締約国からの輸入であっても国内で承認されていないLMOを環境中で使用することは出来ません。]

第 25 条 - 不法な国境を越える移動 [7]	
145. 貴国は、カルタヘナ議定書の実施に関する国内措置に違反して行われるLMOsの越境移動を防止し/又は処罰するための国内措置を講じていますか？*	☒ はい ☐ はい、一部実施されています：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ

[7]決定CP-VIII/16で採用された運用上の定義に従い、「『違法な越境移動』とは、関係締約国が議定書の実施のために採択した国内措置に違反して行われる遺伝子組み換え生物の越境移動をいう。」

146. 本報告期間中、貴国が認識したLMOsの違法な越境移動の件数は何件ですか？*	☐ なし ☐ 1件から4件 ☐ 5件から9件 ☒ 10件以上
147. 質問146で、貴国が*違法な越境移動の事例*を把握したと回答した場合、当該LMOsの出所を確認しましたか？	☒ はい ☐ はい、一部の事例 ☐ いいえ
148. 以下のスペースに、貴国における第25条の実施に関する詳細を記入してください： **[手続を経ずに遺伝子組換え生物（ワタ、ゼブラダニオ、ベタ、レンチウイルスベクター）の輸入が確認されました。政府は、生物多様性影響を防止するため、回収・廃棄等の措置を講じ、輸入者に対して再発防止を求めました。]**	

第 26 条 - 社会的経済上の配慮	
149. 貴国では、LMOの意思決定において社会経済的考慮を適切に反映させるための具体的なアプローチや要件はありますか？*	☐ はい ☒ いいえ
150. 貴国では、社会経済的要因を考慮するための資料を活用していますか？*	☐ はい ☒ いいえ
151. 本報告期間中、LMOsの影響から生じた社会経済的考慮事項が意思決定に反映されましたか？*	☐ はい、常に ☐ 一部の場合のみ ☒ いいえ ☐ 該当しない（決定は行われていない）
152. 以下のスペースに、貴国における第26条の実施に関する詳細を記入してください： **[本規定に関する施策の実施はありません。]**	

第 28 条 - 資金供与の制度及び資金	
153. 本報告期間中、貴国はカルタヘナ議定書の実施を支援するために、通常の国家予算配分を超えて、どの程度の資金（米ドル相当額）を動員しましたか？*	☐ なし ☐ 1～4,999 USD ☐ 5,000～49,999 USD ☐ 50,000～99,999米ドル ☐ 100,000～499,999米ドル ☒ 500,000 USD以上

第 33 条 - 監視及び報告	
第 33 条は、締約国に対し、カルタヘナ議定書に基づく義務の実施状況を監視し、カルタヘナ議定書の締約国会議として機能する締約国会議に対し、議定書の実施のために講じた措置について報告することを義務付けています	
154. 貴国は、カルタヘナ議定書の履行を監視し、執行するためのシステムを整備していますか？*	☒ はい ☐ いいえ

協力	
カルタヘナ議定書実施計画の目標 B.4 は、国家、地域、国際レベルにおけるバイオセーフティに関する協力と調整について定めています。この目標に関する質問を、議定書のさまざまな規定に基づく協力に関する質問を含めて、以下に示します。	
155.本期間において、貴国は他の締約国と以下の分野において協力していますか？*	
a. 科学、技術、制度に関する知識の交換	☒ はい ☐ いいえ
b. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるLMOs又はその具体的な形質の特定（第 16 条（5））。	☐ はい ☒ いいえ
c. LMOsの社会経済的影響に関する研究及び情報交換を実施していますか？（第26条第2項）	☒ はい └ これには、先住民族及び地域社会に対するLMOsの社会経済的影響に関する研究及び情報交換が含まれますか？ ☒*はい* ☐ *いいえ* ☐ いいえ

d. 一般市民の意識向上、教育、及び参加は含まれますか？（第23条第1項(a)）	☐ はい ☒ いいえ
e. 議定書の実施のための能力構築は行われていますか？	☒ はい ☐ いいえ
156.本報告期間中、貴国は議定書の実施に関する二国間、地域的又は多国間の活動に参加しましたか？*	☐ はい ☒ いいえ

157.貴国は、議定書の実施に際し、先住民族及び地域コミュニティならびに異なるセクターの関連する利害関係者を参画させるための仕組みを整備していますか？*

a. *先住民族及び地域コミュニティの参画のための仕組み*	☐ はい ☒ いいえ
b. *異なるセクターの関連する利害関係者を*参画させるための仕組み	☐ はい ☒ いいえ

158. 貴国のバイオセーフティ協力に関する詳細を、以下の欄にご記入ください。

[テキスト入力]

責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書 *カルタヘナ議定書の締約国であり、補足議定書の締約国ではない国も、以下の質問にお答えください。*	
159. 貴国は、名古屋・クアラルンプール補足議定書（責任と救済に関する補足議定書）の締約国ですか？	☒ はい ☐ いいえ └ 補足議定書の締約国となるための国内手続きは存在しますか？ ☐ はい：［詳細な情報を提供してください］ ☐ いいえ
160. 貴国は、補足議定書の実施に必要な措置を導入しましたか？	☒ 国内措置は完全に整備されています ☐ 国内措置は一部整備されています ☐ 一時的な措置のみが導入されています ☐ 草案段階の措置のみが存在します ☐ まだ措置は講じられていません

161. 補足議定書の実施のためにどのような措置が講じられていますか（該当するものをすべて選択してください）	☒ 1つ以上の国内法 ☐ 1つ以上の国内規則 ☐ 1つ以上のガイドライン集 ☐ 実施のための措置は一切講じられていません ［　実施されている措置に関する詳細情報を提供してください　］
162. 貴国には、対応措置を講じることを義務付ける行政的又は法的措置は存在しますか：	
a.　LMOsによる損害が発生した場合？	☒ はい ☐ いいえ
b.　対応措置を講じない場合、損害が発生する十分な可能性があると判断される場合？	☒ はい ☐ いいえ
163. 質問162aに*「はい」*と回答した場合、これらの手段は事業者に対して要件を課していますか（該当するものをすべて選択してください）？	☒ はい、事業者は損傷を所管当局に報告する必要があります ☒ はい、事業者は損傷を評価する必要があります ☒ はい、事業者は対応措置を講じなければなりません ☐ はい、その他の要件：［詳細を記入してください］ ☐ いいえ
164. 質問162aに*「はい」*と回答した場合、これらの手段は事業者に損害を防止するための対応措置を講じることを要求しますか？	☒ はい ☐ いいえ
165. 質問162a又は162bに「*はい*」と回答した場合、これらの手段は「事業者」の定義を定めていますか？	☒ はい ☐ いいえ

166. 質問165に*「はい」*と回答した場合、以下のうちどれが「事業者」に該当するでしょうか（該当するものをすべて選択してください）？	☒ 許可証保持者 ☒ LMOを市場に供給した者 ☒ 開発者 ☒ 製造者 ☒ 通告者 ☒ 輸出者 ☒ 輸入者 ☒ 運送者 ☒ 供給者 ☐ その他：［詳細を明記してください］
167. 補足議定書に定められた機能を実施するための権限を有する当局は特定されていますか？	☒ はい：[財務省、文科省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省] ☐ いいえ
168. 質問167に*「はい」*と回答した場合、権限を有する当局が講じ得る措置（該当するものをすべて選択してください）	☒ 損害を引き起こした事業者を特定する ☒ 損害の評価 ☒ 事業者が講じるべき対応措置を決定する ☐ 対応措置を実施する ☐ 損害の評価及び対応措置の実施に要した費用を事業者に請求する ☒ その他：[遺伝子組換え生物等の使用者に対し、対応措置の実施を命ずる。]
169. 貴国では、LMOsによる損害に対する財政上の保障の措置が講じられていますか？	☐ はい ☒ いいえ
170. 質問169に*「はい」*と回答した場合、どのような財政的保障措置が講じられていますか（該当するものをすべて選択してください）？	☐ 資金の確実な出所を証明する書類の提出義務 ☐ 強制保険 ☐ 政府の支援制度（資金を含む） ☐ その他：［詳細を明記してください］

171. 貴国には、LMOsによる損害に関する民事責任に関する規則や手続が存在しますか、又はそのような損害が裁判所の判決で認められていますか（該当するものをすべて選択してください）？	☐ はい、民事責任に関する法的文書において ☐ はい、裁判所の判決において ☐ はい、他の文書に規定されています：［詳細を記入してください］ ☒ いいえ
172. 貴国において、LMOsによる損害の事例は発生しましたか？	☐ はい：［詳細を明記してください］ ☒ いいえ
173. 質問172に*「はい」*と回答した場合、対応措置は講じられましたか？	☐ はい：［詳細を明記してください］ ☐ いいえ
174. 以下のスペースに、貴国における名古屋・クアラルンプール補足議定書（責任と救済に関する）の実施に向けた取り組みに関する詳細を記入してください： **［日本はNKL補足議定書締約国であり、2018年3月5日にカルタヘナ法が改正されました。具体的には、カルタヘナ法に基づく承認等を受けずに、違法に遺伝子組換え生物等を使用（輸入・流通・栽培等）した結果、生物の多様性への悪影響（指定された種や地域に係る、生息密度の低下、生息地の面積の減少、生息環境の悪化等）が生じた場合、その使用者は、その回復を図るために必要な措置（例えば生息環境の整備、人工増殖・再導入等）を行うことが求められます。］**	

その他の情報
175. カルタヘナ議定書及び補足議定書の国内実施に関する問題（障害や障害物を含む）に関するその他の情報を、この欄にご記入ください: ［ テキスト入力 ］

報告書の形式に関するコメント
176. この欄には、この報告書を記入する際に遭遇した困難や、その改善に関するご提案をご記入ください。 ［ テキスト入力 ］

バイオセーフティ・クリアリングハウス（BCH）記録の検証	
この報告書に含まれる情報の分析を円滑にするため、締約国はバイオセーフティ・クリアリングハウス（https://bch.cbd.int/en/register）を通じてオンラインで報告書を完了し提出するよう強く推奨されます。 *技術的な問題が発生した場合は、事務局までご連絡ください。その場合、このページのコピーをスキャンしたものと合わせて、MS Word 形式の添付ファイルとして、secretariat@cbd.int までメールで提出してください。* *ファックスや郵便、MS Word 以外の電子形式でこの報告書を送信しないでください。*	
日付：*	〈YYYY-MM-DD〉
国名:*	〈Japan〉
バイオセーフティ・クリアリングハウス（BCH）の国内連絡窓口の氏名:*	〈中島　治美〉
上記の情報が正確であることを確認し、バイオセーフティ・クリアリングハウスへの掲載に同意します。	
バイオセーフティ・クリアリングハウス（BCH）の国家連絡窓口の署名:*	環境省自然環境局野生生物課 外来生物対策室長